

総務財政委員会記録(No.3)

1 日 時 令和7年3月24日(月)
午前10時08分 開会
午前11時26分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(10人)

委 員 長	村 上 幸 一	副 委 員 長	大久保 無 我
委 員	吉 村 太 志	委 員	鷹 木 研一郎
委 員	廣 田 信 也	委 員	村 上 直 樹
委 員	宇都宮 亮	委 員	永 井 佑
委 員	小金丸かずよし	委 員	伊 崎 大 義

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

デジタル政策監	中 村 彰 雄	デジタル市役所推進室長	徳 永 篤 司
D X 推進課長	西 原 克 幸	総務市民局長	三 浦 隆 宏
安全・安心担当理事	南 野 栄 一	地域・人づくり部長	倉 光 清次郎
市民センター担当課長	長 門 充 紘	生涯学習総合センター所長	石 井 良 一
安全・安心推進部長	岩 村 恭 代	安全・安心推進課長	倉 田 武
都市整備担当課長	内 藤 隆	消費生活センター館長	江 淵 和 隆
			外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長	松 永 知 子	書 記	古 園 美 嘉
---------	---------	-----	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第13号 「市民センター条例・一部改正」の4月実施凍結を求めることについて	直接関連するため、一括して議題とし、総務市民局から説明を受けた。
2	市民センターの多目的利用について	また、陳情第13号について不採択とすべきものと決定した。
3	陳情第1号外2件について	別添陳情一覧表のうち、陳情第13号を除く、陳情3件について、閉会中継続審査の申出を行うことを決定した。
4	所管事務の調査について	別添所管事務調査一覧表のとおりとすることを決定した。
5	持続可能な都市経営のあり方について外1件	別添所管事務調査一覧表の事件について、閉会中継続調査の申出を行うことを決定した。
6	北九州市DX推進計画（第2期改定素案）に対する市民意見の募集結果及び計画の最終案について	デジタル市役所推進室から別添資料のとおり報告を受けた。
7	北九州市安全・安心条例第3次行動計画素案に対する市民意見の募集結果及び計画の最終案について	総務市民局から別添資料のとおり報告を受けた。
8	北九州市迷惑行為防止基本計画（第4次計画）素案に対する市民意見の募集結果及び計画の最終案について	
9	北九州市消費者教育推進計画素案に対する市民意見の募集結果及び計画の最終案について	

8 会議の経過

（陳情第13号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。）

○委員長（村上幸一君）開会します。

本日は、陳情の審査及び所管事務の調査を行った後、デジタル市役所推進室から1件、総務市民局から4件、それぞれ報告を受けます。

初めに、陳情の審査を行います。

陳情第13号、市民センター条例・一部改正の4月実施凍結を求めることについてを議題とします。

なお、本件に係る当局の説明に当たっては、本日の報告案件である市民センターの多目的利用についてと直接関連しておりますので、併せて報告を受けることにします。

それでは、当局の説明及び報告を求めます。市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 それでは、陳情第13号、市民センター条例・一部改正の4月実施凍結を求める陳情についての御説明と併せて、市民センターの多目的利用につきまして、昨年12月議会の附帯決議の内容を踏まえ、御報告申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。初めに、概要についてです。令和6年12月議会での市民センター条例の一部改正につきましては、多様な主体による全世代参加型の地域コミュニティの構築を目指して、若者やNPO、子育て現役世代の利用を促進するため、市民センターの使用承認に係る条件を見直し、令和7年4月より市民センターの多目的利用化を進めるものです。

次に、多目的利用の主な内容についてです。市民センターの使用承認に係る条件の見直し、以下多目的利用という表現で御説明いたしますが、この多目的利用を認める緩和として、悪質な商法の禁止や、月謝、販売上限額の設定など過度な営利利用を排除した上で、営利のための使用を承認するものです。また、地域活動を優先して、今までどおり御利用いただけるように、地域活動の予約時期を現行の1か月前から2か月前とし、その後、空いている部屋について多目的利用で1か月前、多目的ホールにつきましては2週間前から予約できることとしてございます。この多目的利用を希望する利用者が事前に区コミュニティ支援課で利用者登録の申請を行うこととしています。

次に、関係者への説明状況についてです。地域の要である全ての区のまちづくり協議会及び自治会につきまして、令和6年12月からこれまでに各区に出向き、各種会合等で延べ332名の方々に御説明を行ってきました。そこでいただいた主な御意見としましては、多目的利用により利用の幅が広がるのはよい、悪質な商法の不安があるため、市でしっかりと対策をしてほしいなど様々な御意見をいただいております。特に、悪質な商法への対応につきましては、区役所で利用者登録の受付を行い、利用団体の事業内容や市民センターでの活動内容の審査などを丁寧に行い、北九州市としてしっかりと対応してまいります。

また、現場スタッフであります、全市民センター館長及びまちづくり協議会の職員向けの説明につきましては、本年1月に2回説明会を開催し、延べ326名に説明を行いました。そこで出た主な意見としましては、マニュアルが整備されて分かりやすい、生涯学習の個人利用が今までどおり使用できるようにしてほしいなど様々な意見がありました。特に、これまで地域活動として利用されていた生涯学習の個人利用が今回の緩和での多目的利用と誤認されないように、考え方をマニュアルに明記するなど、現場の意見を丁寧に酌み取る対応を行っております。

資料の2ページを御覧ください。

○委員長（村上幸一君） 着席して説明されて結構です。

○市民センター担当課長 着席して御説明させていただきます。

市民センターの事務処理マニュアルの整備についてです。

初めに、検討の流れについて御説明いたします。昨年12月に各区の市民センター館長、区職員の選抜メンバーと勉強会を開催し、マニュアルを作成いたしました。その後に、マニュアルを基に本年1月に各区職員向けの説明会を開催、全市民センターの館長、職員向けのマニュアルの説明会を開催し、そこで出た意見やまちづくり協議会、自治会からいただいた意見も踏まえましてマニュアルを再編集し、2月改訂版として完成させ、その内容に合わせて管理要綱を一部改正しております。

次に、マニュアルに定めた主な内容について御説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。使用申請の手続についてです。これまで御利用いただいております地域活動については、申請手続の変更はございません。新たに緩和で利用できる多目的利用につきましては、区役所で利用者登録の申請を受け付け、審査し、登録証を発行いたします。その利用者登録証の交付を受けた利用者は、初めて市民センターにおいて多目的利用の使用申請書を提出することができます。このような手続についてマニュアルに詳細に記載させていただいております。

資料の2ページにお戻りください。市民センター管理要綱の一部改正についてです。マニュアルの改正内容に合わせまして、多目的利用をしようとする者は事前に申請し、登録を受ける必要があることなどについて条文の追加、修正を行っております。

次に、市民向け広報についてです。本年2月17日より全市民センターをはじめとし、区役所、出張所など主要な公共施設でチラシの配布及びポスターの掲示を行っております。また、3月1日号の市政だより及び市のホームページの掲載など様々な手段を用いて広報を行っております。

最後に、今後のスケジュールについてです。本年4月1日より多目的利用者登録申請書の受付を開始いたします。また、本年5月20日から初めての登録証の交付を行い、多目的使用申請の受付も同日からの開始となります。このように、本年4月の実施に向けて関係者等の御意見を伺いながら丁寧に進めてきており、市民センター条例の一部改正の4月実施を凍結することは考えておりません。この市民センターの多目的利用の取組により、市民センターが多様な主体による全世代参加型の地域コミュニティの拠点となるよう、しっかり取り組んでまいります。

以上で陳情第13号に関する説明及び報告を終わります。

○委員長（村上幸一君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁を願います。それでは、質問、意見はありませんか。永井委員。

○委員（永井佑君） おはようございます。よろしくお願いします。

私から質問させていただきます。今回の条例改正で一番大きなところは、条例から営利目的利用の禁止を削除し、営利目的利用を可能としたことです。口頭陳述でもありました。私も予算特別委員会で指摘をしましたが、今回の説明資料の中にも、市民向け広報で、市政だより3月1日号で広報したということになっていますが、今回の市政だよりで何が変わったのかというところについて、市民に十分に知らされていません。詳細はQRコードからとしていますが、一体どれくらいの人がアクセスしたのか疑問です。昨年12月議会の附帯決議には、市民センターや市民が混乱しないようにしっかりと広報することとなっていたはずですが、市政だよりの表現では営利という言葉避け、条例改正があったことも伏せられています。この中にあるのは、4月1日からルールを一部緩和し、とあります。なぜ営利ということ、また、条例改正があったことを記載していないのか、まず、答弁をお願いします。

○委員長（村上幸一君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 市政だよりの広報の際に、営利という文言とか条例改正についてという文言をなぜ入れていないのかという御質問があったと思います。もちろんホームページを見ていただきますと、検討の経緯でありますとか、そういった資料については御覧いただけるようにさせていただいております。

市政だよりにつきましては、いろいろな市政の情報というのを載せさせていただいております。今回、通常のお知らせよりも広い掲載ページというのを調整して取らせていただいておりますけれども、まずは市民センター、いろんな方に来ていただきたいと、今回の改正につきましては、若い方でありまして、現役世代の方でありまして、そういった方も市民センターを利用しやすくなりますという、条例改正の本来の趣旨をメインで書かせていただいたところでもあります。紙面が限られた中で、まずは市民の方に必要な情報というのを載せさせていただいて、委員からも言及がありましたように、詳しくはQRコードを見てくださいということで市政だよりに載せさせていただいております。そこを見ていただきますと、より詳しい制度というのを御説明させていただいております。ホームページを見ていただいた市民の方から、流れがよく説明されて分かりやすいという御意見もいただいているところです。今後いろいろな機会を用いてしっかりと広報して、御利用が進むように努めさせていただきたいと考えております。以上です。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） この市民センターがさらに利用しやすくなりますというチラシがありますし、ポスターも同様のものですが、これにも営利目的という文言と、条例が変わった、改正されたということは一言も触れられていないんですね。先ほど課長の答弁では、市民の皆さんに必要な情報を届けるということを答弁されましたが、条例が変わったこと、条例というのは市の法律ですから、市民にとって知る権利が私は守られていないと思います。市のルールを変

えるんですから、それをチラシにも、また、市政だよりへの広報にもしていないということは、これは議会決議を守ったと言えるのかという点で私は疑問だと思います。限られた紙面と言われましたが、ほかにもいろいろある中で、1面近く広報されているものもあるわけです。総務市民局として、市の大きな方針転換である今回の市民センター条例の改正について、1面を使って広報するというのを投げかけたのでしょうか。

○委員長（村上幸一君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 市政だよりの掲載のスペースの調整についての御質問をいただいたと思います。委員がおっしゃるように条例改正をさせていただいて、より多くの方に市民センターを使っていただきたいということで、できるだけ広いスペースをいただいて広報させてくださいということは、調整の段階で我々から述べさせていただいております。市政だよりは、市全体のいろいろな情報を載せるということで、我々もしっかり要望した中で、今回通常よりも広い枠をとということで調整いただいたというのが、今回の紙面の内容になってございます。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 私が言いたいのは、広報スペースだけではないです。条例が変わったこと、それから、営利という、営利目的の利用が今まで駄目だという文言を変えたということは、市民に広く知らせるべきです。市議会だよりでも条例が改正されて可決されたことは載っていますが、その中身については触れられていないですね。QRコードからということなんですけど、市としてQRコードからホームページを見た人々の件数とか、そういうのは把握できるのでしょうか。

○委員長（村上幸一君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 ホームページの閲覧件数については把握できます。ただ、まだちょっとスタートしたばかりですので、今何件ですというのは手元に数字は持っておりませんけれども、ホームページをどのぐらい見ていただいたかというのは確認できるようになってございます。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 私はこれまでも市民センターの営利目的利用をやめるべきと求めてきました。ここで、ある市民センターの館長の声を紹介させていただきます。営利目的利用に関して、講師を呼んでの講演会などに使いたいなど要望があったと思いますが、物を売買することはやり過ぎだと、規制緩和し過ぎで、ここまでやるのかと思う、もう少し段階を踏んでほしいと語り、どこまで職員に負担をさせればいいのか分からない、正直仕事量が増えていて負担が増えるのは目に見えている、行政から言われることには、はいと言うしかないという声もありました。市にこういう声は届いていますか。

○委員長（村上幸一君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 今回の多目的利用について、手続を含めて、最初はこういった形でやるのかという御不安の声というのは、もちろん私たちもいただいております。そこで、今回大きく流れとしまして、まず1点は、事前に登録をするときには区で行わせていただきます。市民センターで登録というのを行わないということで、その手続は区のコミュニティー支援課で、事業内容につきましても活動内容につきましても、今回のルール の範囲内なのか、また、暴力団の排除の照会等も含めて、しっかりやらせていただきます。そこで、まずファーストチェックというのをしっかりした中で、問題ないですという方について初めて市民センターに利用申請があります。まちづくり協議会の会長さんからもいただいた御意見ですけれども、まちづくり協議会の職員さんに難しいことをお願いすることがないように調整してください、という御意見を私もいただいております。

市民センターで今回の多目的利用をする場合に、大きく3つの確認をしてくださいというのをお願いさせていただいています。まず1点目は、区のコミュニティー支援課で多目的利用登録を行われているかというのを確認してください、というのが1点目です。2点目が、登録証に最大5名まで名前を書くことができますけれども、市民センターに来られた使用申請者の方が、その登録証に書かれている方のお名前が書かれている使用申請になっているのか、というところ です。3番目が、申請書に活動内容というのを書く欄がございます。それが登録証にも同じように登録承認した際の活動内容というの が書かれていますので、その登録証に書かれている内容と、今回来られた方が申請している活動内容が同じ内容なのかというのを確認してくださいということです。この3つの確認をしていただいて、問題がなければ使用の承認を してくださいと御説明をさせていただいています。

こういった市民センターで実際に具体的にこういったことをしないとイケないのか、お願いするのか、というのを御説明させていただいた中で、分かりやすく整理していただいて安心しましたという声をいただいているというのが私に届いている情報です。そういった形で、まず、区役所で登録をするときにこういった方が使いますかというのを、今回のルール の範囲内なのかというのをしっかり確認させていただいて、そこでオーケーになった方が市民センターに来られます。登録証に書かれている内容と同じ申請をして使っていただけるのか、さらに、もう一つ加えて御説明させていただきますと、多目的利用で申請する場合には今日の資料の4枚目の誓約書に載せさせていただいている項目について、こういった使用は市民センターではできませんというのを確認していただいて、使用していただくということになっています。ですので、ルール上、しっかり確認した上で使っていただける、また、市民センターの館長さんでありますとか、職員さんに多くの判断を仰がなくていい制度設計というのを、御意見をお伺いしながら、しっかりやらせていただいております。以上です。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） まだまだつかみ切れていない声があるはず です。私は、市民の声を聞いて

いくと、市民センターを大事にしたいという思いが伝わってきました。センターの老朽化対策や、皆さんの近くによりどころとなる施設があることを知らせる努力をしてほしいという館長がいました。ほかの自治体と比べても、小学校区に市民センターがあると、こういう自治体は誇るべきものだ、という館長の声もありました。ほかにも駐車場を拡大してほしい、どの地域でどれだけ職員を募集しているか市全体で分かるように示して、呼びかけをしてほしいなどのお願いを聞きました。

市民センターでは、若い人がもっと利用するようにと様々な努力が行われています。地域コミュニティを育む施設になろうと、開館時間の延長をしてまで温かく対応される館長がいます。現場の声、悩み、葛藤、努力に寄り添ってこそ多くの市民に愛される、そして、利用されるセンターに私はなると 생각합니다。館長や自治会に説明をしてきたと言われますが、今日お示したチラシの内容や、市政だよりでの市民センターの広報の仕方を考えると、条例が変わったこととか、ほかにも営利目的利用なんだという中身について、多くの市民が知らないはずなんです。市民に市民センターを広くアピールして、市民の声を聞いて、市民の願いに沿った市民センターになるように努めることが何よりも大切です。

本来、今回の条例改正で4月1日から多目的利用ができるとしていますが、その関係でまち協とか市民センターや、そして、利用者、自治区会に説明をしたと、声を聞いてきたと言いますが、本来は利用者を増やそうと思えば現場の声を、本来条例改正に関わって聞くのではなくて、通常の市民センターの活動をどうあるべきなのかという視点で、市民に広くアンケートなど聞き取りを行うべきなんです。今後、4月1日から始まっていくことは、多くの懸念が残されている中でスタートするとしていますが、いま一度市民に広く、市民センターに何を求めているのか、そういうことを聞くアンケートをやるべきじゃないですか。答弁をお願いします。

○委員長（村上幸一君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 市民の方に広く意見を聞く機会をとということで、アンケートというお話をいただきました。我々今回制度設計する中で、市民意識調査というのを過去平成29年にやらせていただいています。その中で、なぜ市民センターを利用しないのかとか、そういった内容も含めて分析をさせていただいた上で、今回の多目的利用の制度設計に生かさせていただいたという経緯がございます。

もちろん、今後も市民の方に意見をいただきながら、より市民センターを使っていただけるように努力を継続させていただきたいと思います。市民アンケートということで、直近でいきますと、3月31日締切りの行政評価に係る市民アンケートというのがちょうど今行われています。3,000人を対象にした無作為抽出によるアンケートですけれども、その中に市民センターに関する項目というのを今回入れさせていただいて、分析をするための基本的な市民からのアンケートというのをいただくようにしています。それだけではありませんけれども、そういった様々な機会を捉えて市民ニーズというのを把握しながら、今後よりよい市民センターについて、

しっかり努力をさせていただきたいと思います。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 3,000人に聞くアンケートということなんですけど、今後それはどのように公開されて、市民センターの運営に活かされていくんでしょうか。

○委員長（村上幸一君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 このアンケートの元は、市政変革推進室のほうでやられておりますので、ちょっとアウトプットについてはすみません、私から詳しく御説明はできないです。確認をさせていただきたいと思います。

何に活用されるのかということですが、今回、項目としては、市民センターを過去利用されていますかというのを入れさせていただいております。1回利用されたことがあるのかとか、また、1年以内に利用されたことがあるのかとか、そういった項目を設けさせていただいております。その上で、利用しない場合の理由、利用しないのはなぜですかという項目を設けさせていただいております。そういった結果を踏まえて、市民センターをよりよく、多くの方に使っていただけるようにするには、こういった視点が必要なのかというのをそこでまず確認をさせていただいて、それに対する我々の政策というのを、また調整が必要であれば必要に応じて検討させていただくということで進めさせていただければと考えております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 市民センターの利用者で60歳以上が7割という結果を示されていますね。その中で、私が子育て世帯とか利用をまだされていない市民の皆さんにお話を聞いたときは、やっぱり平日は仕事もされていますし、土日の開館を増やしてほしいという声が圧倒的なんですね。この件に関しては、今回の項目を含めて利用しないのはなぜかという理由に上がってくる可能性は大いにあると思いますけど、土日の開館に関してはどういう議論を今されているんですか。

○委員長（村上幸一君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 委員がおっしゃられるように、回らせていただくと、今回の多目的利用を進めていく中で、これはまちづくり協議会の会長さんからの御意見だったんですけれども、若い方に来ていただくために、市民センターは基本日曜日は閉まっているので、毎週は難しいけれども、日曜日を月1回開けてみるような取組というのも考えていきたいと思っておりますという御意見をいただいております。

市としてどうなのかというところにつきましては、私たち毎年各市民センターにアンケート、意向のアンケートというのをやらせていただいております。それについては土曜の夜間と日曜の開館について、御協力いただけるまちづくり協議会の皆さんがいらっしゃれば、ぜひ御協力いただけないですかということで今年度もやらせていただきました。

現状ですけれども、日曜については、令和6年度でいけば既に開館している館が5館ございます。土曜日夜間につきましては10館開館してございます。今回、この取組を受けて、もう少し進んだ形になりまして、令和7年度からは日曜開館については7館ということで、2館さらに御協力いただけるようになりました。土曜の夜間については1館ですね、合わせて11館行っていただけるようになってございます。やはりまちづくり協議会の職員さんの御協力でありますとか、地元の方々の御理解をいただきながら、開館日の調整は必要になってきますので、そういった形で徐々に日曜開館というのも広がってきています。そういった取組をまた御説明しながら丁寧に進めていきたいと考えてございます。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 今日館長とか市民の声をこの場でお知らせをさせていただきました。その中で市民の声を聞いて、市民の願いに沿った市民センターになるように努めること、現在の段階で多くの懸念が示されているこの営利目的利用を改めてやめるべきだとお伝えして、私からは終わります。

○委員長（村上幸一君） 吉村委員。

○委員（吉村太志君） 自民党の吉村です。よろしくお願いいたします。

私は小倉南区の選出で、今市民センターが24か23あります。その中で、私もいろんな地域のイベントで、自治会の会長、町内会の皆様にお話しする機会があります。そのときに、私に入る声というのは、市民センターが多様にいろんな活動ができることによって、もっと地域に、今まで市民センターに集まらなかった人たちが集まってくるチャンスになるんじゃないかと非常に皆さん喜んでいます。確かにいろんな意見もあります。私たちが附帯決議を出したときでも、やはり営利目的で市民の皆さんが巻き添えになったらどうなのかとか。しかし、その中でしっかりと執行部の皆様方はそのときには市民センターの職員さん、館長さんには迷惑がかからないように判断ができ、そういう重たい判断をさせちゃいけないということで、各区役所のコミュニティ支援課、そこで新規の皆さん、業者さんとかそういった方々はしっかりと受付をして、その業者さんがどういったところなのか、本当に市民の皆さんに迷惑をかけないようにしていくというような話であったと私は記憶しております。その中で私たちも賛成をして、この地域の活性化のため、これが今自治会加入率というのは今、本当に非常に低下して、もう自治会が動かないような状況の地域もあるという状態にもなっています。その中で、これから私たちが住む町を自分たちでしっかりと守っていけるような、そんな組織づくりも必要ですので、私はこの市民センターの活用というのをこれから大いに期待をしています。

その中で、もう一回、先ほどの委員の質問もありましたが、まず、この市民センターというのは地域の方々が優先にしっかりと部屋の活用とか取るときにはできるのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○委員長（村上幸一君） 地域・人づくり部長。

○地域・人づくり部長 今、委員からの御質問がございましたけれども、我々としても市民センターは今から多くの地域の方々に御利用いただきたいと思っております。先ほど委員からも発言がございましたけれども、現在、60歳以上の方が7割を占めるというような状況になってございます。今後ますます進展する少子・高齢化や人口減少社会の中では、子育て世代や若者、現役世代の利用というのをもっと促進していかなくてはならないと思っております。

現状、市民センターは有償貸付部分が大体16%ぐらいの稼働率ということで、空いている会議室や多目的ホールについては、より多くの方々に利用していただきたいと。ただ、それは委員の御質問にあったように、地域のコミュニティーを活用していただける方を大事に優先的に予約を、現在1か月の予約の期限というのを2か月前に前倒しをいたしまして、空いている部分について今回利用の枠を少し広げさせていただきまして、その中でも上限金額を、他都市では金額の上限のないところを5,000円に抑えるですとか、あと過度な営利がなされないように、この資料の4ページにも記載させていただいておりますけれども、きちんと慎重な要件を設けて、営利については慎重な対応を取りながら、それでもやはり若い方々に利用していただけるように枠を広げたいと考えております。

現在、委員の御質問のように、心配される方の御意見もいただいているんですけれども、館長さんやまち協の会長さん方から、市のほうがこういったマニュアルをきちんと整理して、うまくやっていただけてよかったというような声もいただいております。我々としても適切なルールの中で慎重に運営することによって、地域の活動に資する形で地域コミュニティーの活動というのを促進していきたいと思っております。

それで、またこの取組はこれで終わりではありません。今後も市民の御理解をいただきながら、多様な主体による全世代参加型の地域コミュニティーの構築というのに取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○委員長（村上幸一君） 吉村委員。

○委員（吉村太志君） 丁寧な御説明、ありがとうございました。まず、我々が市民の皆さんを真ん中にこうやって政治をしてきています。だからこそ、市民の皆さんが困るようなことはやってはいけない、そういったときにはしっかりと、私たちも皆さんにこれはよくないということとはしっかりと発言をしていきたいんですが、今回の件は、市民の皆さんがよりよく使ってもらって、また、市民センターという今まで活用が少なかったところに、たくさんの皆さんが来てくれる、これを私たちも望んでいます。特に、地域の皆さん、小倉南区、山間部もあり、農家の皆さんもいます。市民センターに自分たちで取れたおいしい野菜とか持っていったらいいねとかというような声も聞いたりします。そしてまた、地域の介護施設がその市民センターを借りて介護予防とかストレッチしたりとか、いろんな体操とかも教えたりもする、こういったこともできるようになれば、もっともっと輪が広がり、今でもやっているところも実際あると思いますが、こういうふうにして市民センターを中心に地域がしっかりと一丸になり、皆さん

の安心・安全のために一緒になって前に進んでいく、これは素晴らしいことだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

そしてまた、営利目的で借りたとき、私たちも市民センターを借ります。そのときに職員さんの負担というふうに今意見も出てきたようですが、もし借りたときに受付の際、書くものがある、申込みがある、それを出すだけで、あとは借りたときに自分たちで椅子を出し、自分たちで机を出し、そして、そこでいろんな開催をして、その後にはしっかり私たちで机を拭いて、そして、椅子も拭いて元に戻している、最初に来たときよりもきれいに使っているというふうに皆さん、特に館長さんとかも一緒にそういうふうに借りる人には指導もしてきていると私は思いますが、その辺はどうでしょうか。職員さんにそんなに負担はあるのでしょうか。

○委員長（村上幸一君） 地域・人づくり部長。

○地域・人づくり部長 委員がおっしゃるように、現在、利用をされる方が机を出したりとか、片づけをするというような形でやらせていただいております。それと、職員の方々の負担というのは、先ほど課長のほうから具体的に答弁いたしましたけれども、基本的には館長さん方が一番御負担に、最初懸念されていた判断の部分については、区のコミュニティ支援課のほうで事前に登録をいたしますので、市民センターで行う部分というのは、記載されている代表者や使用者の氏名、それと、内容について確認するだけでございます。そういった点からの館長さんたちからも職員、また、館の負担がなくなってよかったというような声もいただいておりますので、負担というのは大きなものではないと考えております。以上です。

○委員長（村上幸一君） 吉村委員。

○委員（吉村太志君） ありがとうございます。これはもう最後になりますが、このようにして市民の皆さんが本当に使いやすくなるように、何度も言いますが、そして、職員さんたちもやっぱり市民の皆さんがこの市民センターに集まってもらう。もし、市民の皆さんが本当にこの町内会の校区内の皆さんが来たら仕事も大変になるかもしれません。でも、それを望んで私たちは市民センターというものをみんなが来てもらえるようにしていく、10%、20%ではない、これが30%、40%になってくる、そのときに本当に皆さんが来て、職員の皆さん、館長さんたちが大変になるようであれば、また、そのときはしっかりとその対応策を考えていかなければいけないと思います。

そして、先ほども土日開館とありました。私も土日開館であればまた若い人が来ると思うし、またいろんな人の輪が広がってくると思います。しかし、物事の段階があると思いますので、まずはこういった市民センターの活用の仕方の緩和をして、それからまた、ニーズがあればしっかりとそのようにやっていく、ただ、私は思ったのが、土日開館をするから職員さんにとっては負担になるかもしれません。そこは考えてあげないと、土日は休みという中で、じゃあ今から土日を開けるんですかと、これも考えていかなければいけないんですが、私たちは市民の皆さんがそういう要望があれば、やはりそれにも応えていかなければいけないので、次のステ

ップとして市民センターの活用、頑張ってください、たくさんの皆さんが集まり、その中で集いが、いろんな絆ができ、そして、自治会加入にもつなげていけるようにしていただけたら、私たちは非常にありがたいなと思います。

確かにいろんな業者さんが来て、もし不安なところがあれば、しっかりと行政で皆さんで排除できるように対処していただきたいなと思ひまして、私の意見と質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（村上幸一君） ほかに質問、意見はありませんか。鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） 自民党の鷹木です。よろしくお願いいたします。

2名の委員さんが今議論されておったんですけれども、私からも少し質問させていただきたいと思っております。改めまして、年間の稼働率と年間の市民センターの維持費を教えてくださいませんか。

○委員長（村上幸一君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 年間の稼働率、まず、有償の部屋を借りていただくところで行きますと、令和5年度15.9%になってございます。全体の市民センターの予算は約30億円計上させていただいております。内訳としましては、維持管理で25億円、あとハード的な整備に係るものとして5億円の合わせて30億円となっております。

○委員長（村上幸一君） 鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） 予算特別委員会でもお話をさせていただいたと思っております。30億円、大変大きな金額でもあります。ただ、私は市民センターは地域の核であると思っておりますし、どれだけお金がかかってもしっかりと行政、そして、議会も責任を持って存続をさせていかなければならない施設と思っております。

先ほど使われている方の70%が60歳以上というお話も聞きましたけれども、12月議会で条例改正、私も賛成をしたという責任を持ちまして、地域の方といろいろお話をさせていただきました。今、12月議会後に行政のほうで、まちづくり協議会に332名、そして、市民センター、令和7年1月から延べ326名、そして、令和7年2月から区ごとに館長、職員、延べ210名の方に説明をされたというふうな数もしっかりとお話を聞かせていただきました。

私も20年間議員をさせていただいております。そして、この間消防団とか地域のパトロールとかPTAとか、あと、地元のお祭りとかいろんな行事に関わらせていただきまして、市民の皆様とそれなりにこの20年間活動させていただきました。この多目的利用についての意見を交わさせていただきましたときに、私はこれから地域がしっかりと存続していくには、新しい方たちにこの市民センターを利用していただき、そして、新しい方、若い方に地域にもっともっと入っていただきたい、そういった声が大きかったのも事実であります。今回の多目的利用をキーといたしまして、新しい方に入ってください、そして、市民センターの稼働率を上げていく、これは行政だけでなく、私たち市民にも課せられた大きなミッションでもあると思

っております。

いろんな意見があると思います。新しいことを始めようとするときに、不安な方がいらっしゃるのには確かに事実であります。今後もそういった方々の一人一人の不安の声に行政は向き合っていたきたいと思っておりますし、私も議員であり、そして、地域で活動する市民の一人として、いろんな方と意見交換をさせていただきたいと思っております。

先ほどから課長、部長の話を聞かせていただいております、これからがスタート、これからが大事であるという話も聞かせていただきました。今回の条例改正を機に新しい方が市民センターを利用していただいて、そして、地域コミュニティーは存続の危機にあると思っております。町内会の加入率、そして、PTAも大変なことになっております。

おととい、私は地域のパトロール隊に行っていました。予算特別委員会のときもお話をさせていただきましたけれども、私は今53歳、最年少であります。地域の防犯の核となるパトロールでありますけれども、こういったコミュニティーも今存続の危機であるということも事実であります。しっかりと市民の皆様の不安を取り除いていただきながら、この事業を進めていただきまして、地域コミュニティーをどう存続させていくか、大きなミッションがこの条例改正に関わっておりますので、どうか自信を持って取り組んでいただきたいと思っております。以上です。

○委員長（村上幸一君）ほかに質問、意見はありませんか。村上直樹委員。

○委員（村上直樹君）すみません。お伺いしますが、既に多目的利用、営利目的を認めている公共施設ってほかにもありますよね。市民センター以外でもですね。その施設についても所管じゃないところもあるのかもしれないんですけども、多目的利用の登録というのをやっているんですかね。

○委員長（村上幸一君）生涯学習総合センター所長。

○生涯学習総合センター所長 生涯学習センター、各区にございますが、こちらのほうにつきましては令和3年度から多目的利用を開始させていただいております。使用に当たりましては、使用者の登録というものが必要になります。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）村上直樹委員。

○委員（村上直樹君）それで、そういうところで今まで附帯決議の中にもありましたように、マルチ商法であるとか靈感商法とか、そういったトラブルって今まであったことあるんですかね。

○委員長（村上幸一君）生涯学習総合センター所長。

○生涯学習総合センター所長 生涯学習センターのほうでは、そういった実際に直接商品の販売とか、そういうものについては使用できないという取扱いになっておりますので、現場ではいろいろな受付に当たってちょっと手続とか、そういうことはあろうかと思いますが、そういったマルチ商法とかということでのトラブルは今のところ発生していないという状況です。以

上です。

○委員長（村上幸一君） 村上直樹委員。

○委員（村上直樹君） ある意味、多目的利用をしているという実績であるとかノウハウを持っていると思っても構わないということでもいいんですかね。ということですね。分かりました。今回の市民センターなんですけども、既に多目的利用をしているような団体であるとか、そういう情報というのはお互いに共有できるような形に、コミュニティ支援課がやるから大丈夫だと思っていいんですよ。

○委員長（村上幸一君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 我々も他施設で実際に行われているルールもしっかり聞き取りをさせていただいております。また、何かあれば情報共有させていただきますし、我々市内だけではなくて他都市の、例えば熊本市さんでありますとか浜松市さんでありますとか、先行でやられているところで、今でもネットワークを持って、今回ちょうど北九州市が条例改正させていただいたときに御連絡いただいて、また、今でも情報交換させていただいておりますので、全国的に何かそういった難しい案件とかあれば、情報を取れるようなネットワークというのは持っておりますので、しっかり連携してやらせていただければと思っております。

○委員長（村上幸一君） 村上直樹委員。

○委員（村上直樹君） しっかりとチェック機能は効いているんだろうと私自身は理解をしましたので、安心はしました。以上です。

○委員長（村上幸一君） ほかに質問、意見はありませんか。大久保委員。

○委員（大久保無我君） この取組は、市として地域の若い人たちをもっと市民センターに利用してほしいということで、地域のつながりの継続とか発展とかを考えている取組だと思います。その考え自体を全然否定するものでもありませんし、むしろできる手はたくさん打っていくべきなんだろうと思います。地域であったり、利用者の人が不安を覚えるのであれば、そうならないように仕組みをしっかりとつくっていただくというのが一番大事だろうということで、12月の議会のときに附帯決議が出されて、これが決議されたという話になると思います。

この報告を見る限り、登録を区で行うということであれば、その団体が市民センターを利用するに当たって問題ないですよと、大丈夫ですよということで、市がいわゆるお墨つきを与えるというようなことになると思うんですよ。これも附帯決議の中でしっかりと責任の所在をどこにするのか明確にしてほしいということも書かれていたわけなんですけども、捉え方として、責任の所在は市にありますよというふうに捉えてもいいということでもいいんでしょうか。

○委員長（村上幸一君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 トラブルが起きないようにしっかりと制度設計をやらせていただいておりますけれども、その中でも、もし何かトラブルが生じましたら、まず、トラブルの現場である市民センター館長さん、市民センターのある区のコミュニティ支援課、我々地域振興課

がしっかり連携して、北九州市として責任を持った対応をさせていただきます。

○委員長（村上幸一君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） 分かりました。あと、地域にはいわゆる類似公民館がありますよね。例えば、ここでは英語とか数学とか書道とかそろばんとかもやっていたりするんですけど、これまで市民センターで月謝をもらってやるようなことって、なかなかできなかったと思うんです。そういったものは大体公民館でやっていたとかという話もところどころあるんですが、今回、そういったところが市民センターも利用できるようになった場合、いわゆる類似公民館でやっていたところが使用しなくなって、市民センターに行くということも全然起こり得ると思うんですよね。

いわゆる類似公民館でやっていたいろんな教室ですね、月謝を取るような教室で、使用料として地域自治会とかに入っていた部分があるんですが、それを類似公民館の維持費とかに充てていたところも多々あると思うんです。そういったところが今回の改正によって、公民館から市民センターに移っていったということが起こった場合、公民館の維持がなかなか難しくなるよねという話にもなるんじゃないかなと思うんですよね。それがどのくらいあるか、ちょっと私は把握はしていないんで分かりませんが、実際にうちの地域でも算数とか国語とかをやっていたりするところもあったんですけども、子供が少なくなっていったときに、そういう教室自体がいわゆる奪い合いになってしまうんじゃないかなということになって、奪い合いになったときに市民センターに行ってしまうと、どうしても設備とかの部分では市民センターのほうが強いので、駐車場があったりとか、ということになったときに、公民館の維持自体がどのようにできるのかなというところが、ちょっと影響が出るんじゃないかなと考えるんですけども、そこら辺の考えについてあれば教えていただければと思います。

○委員長（村上幸一君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 類似公民館とのすみ分けのお話をいただきました。今回の多目的利用につきましては、1か月前から予約ができますということになってございます。ですので、例えば今委員がおっしゃられたような、比較的全国的にやられている学習教室みたいなものにつきましては、必ず予約が取れるような制度設計に市民センターはなっていないので、やはりそういったものについては類似公民館というのが主な活用になるのかなと考えてございます。

あともう一点、金額についてです。月謝上限月5,000円となっております。大手の学習系のものにつきまして、やはりそれ以上の金額を通常取られているということが多いと聞いていますので、市民センターで今後利用が進むというのは、やはり小規模な形のものになってくるのかなと思っております。ただ、今回4月から実施させていただきまして、実施状況も見ながら、こういった形になっていくのかというのは注視しながら、必要があれば必要な調整というのは今後行わせていただきたいと思います。

○委員長（村上幸一君）大久保委員。

○委員（大久保無我君）市民センターだけの話ではなくて、どうしてもやっぱり地域全体の地域コミュニティの話として、そこにある施設全般をしっかりとすみ分けを図っていただいて、どこかがしわ寄せじゃなくて、どこかに行ったからどこかが潰れるとか、そういうことになってしまわないように、しっかり制度設計を考えていただければと思います。以上です。

○委員長（村上幸一君）ほかに質問、意見はありませんか。

なければ、本件について採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、これより採決を行います。

本件について、採択すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

賛成少数であります。よって、本件については不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、本委員会に付託されておりますお手元配付の一覧表記載の陳情のうち、ただいま採決した陳情第13号を除く陳情3件については、いずれも閉会中継続審査の申出を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で陳情の審査及びこれに関連する報告を終わります。

次に、所管事務の調査を行います。

委員の皆様の意見を踏まえ、正副委員長で協議した結果、お手元配付の一覧表記載の事件について、本委員会における調査事項として決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、ただいま決定した一覧表記載の事件については、次の定例会までの間、調査を行うこととし、閉会中継続審査の申出を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で所管事務の調査を終わります。

ここで、本日の報告に関係する職員を除き、退室を願います。

（執行部入退室）

次に、デジタル市役所推進室から、北九州市DX推進計画第2期改定素案に対する市民意見の募集結果及び計画の最終案について、総務市民局から、北九州市安全・安心条例第3次行動計画素案、北九州市迷惑行為防止基本計画第4次計画素案及び北九州市消費者教育推進計画素案に対する市民意見の募集結果及び計画の最終案についての以上4件について一括して報告を

受けますが、報告する方は着席のままでお願いしたいと思います。

それでは、お願いします。D X推進課長。

○D X推進課長 それでは、着座にて御説明いたします。

北九州市D X推進計画の改定について御説明させていただきます。

前回、12月10日の総務財政委員会で計画の改定素案を御説明した後、市民意見を募集し、その内容を反映させた最終案を作成しました。本日は、資料に沿って今回の改定案への市民意見の募集結果と、その最終案への反映について御説明いたします。

1 ページを御覧ください。こちらが意見募集結果についてまとめたものです。昨年の12月16日から1月15日まで意見募集を行い、21名の方から37件の御意見をいただきました。意見の内訳などは資料のとおりとなっております。

(3)意見の反映状況にありますとおり、いただいた37件の御意見のうち13件について計画本文の追加・修正を行っております。

続きまして、2 ページを御覧ください。ここから6 ページまで、いただいた市民意見の概要及び市の考え方、反映状況をまとめております。D X推進計画全体に対しましては、単なるデジタルツールの導入にとどまらないサービスや業務の抜本的な変革、管理職を含めた研修の充実、職員の働き方改革などに対する御期待、また、デジタルに親しみが無い方への丁寧できめ細やかな継続的な支援に対する御意見などをいただきました。また、デジタル用語が難しいという御意見もいただいております。ウェブ3、ゼロトラストなどをはじめとした8つの単語を新たに巻末の用語集に加えました。

7 ページを御覧ください。今回の市民意見募集の結果に基づき、修正を加えた箇所の新旧対照表です。先ほどの2 ページから6 ページまでの一覧表に基づき、本文を修正した箇所をまとめております。

以上が市民意見の募集結果の御報告となります。計画につきましては、本日の委員会での御意見も参考にさせていただき、年度内に決定したいと考えております。説明は以上となります。

○委員長（村上幸一君） 安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 これから御説明させていただきます3つの計画、北九州市安全・安心条例第3次行動計画、北九州市迷惑行為防止基本計画第4次計画、北九州市消費者教育推進計画につきましては、附属機関等での協議を経て作成し、令和6年12月10日の常任委員会での報告を行った後、パブリックコメントを実施したところでございます。本日はパブリックコメントの結果等について御報告いたします。

まずは、北九州市安心・安全条例第3次行動計画について御説明いたします。

タブレット格納資料のパブリックコメントの結果等についてというのを御覧ください。

1、意見募集期間は、令和6年12月11日から令和7年1月14日まででございます。

2、意見の提出について、5名から16件の御意見をいただきました。16件の内訳は、計画全

般に関するものが3件、各方向性に関するものが11件、特に配慮すべき対象への安全対策に関するものが2件となっております。

(5)計画への反映につきましては記載のとおりです。このうち、2、計画の追加・修正ありの3件とパブリックコメントに基づくもの以外の修正3件の計6件について御説明させていただきます。

2ページ、パブリックコメント等に基づく素案の修正についてを御覧ください。

まず、1、パブリックコメントに基づく修正です。修正1を御覧ください。第2章、これまでの取組と課題に関するものです。刑法犯認知件数の政令市順位の定義を明記いただきたいという御意見を踏まえまして、注釈を追記いたしました。

その下、修正2を御覧ください。第3章、計画の目標及び方向性の特に配慮すべき対象への安全対策に関するものです。高齢者の安全対策について、近年高齢運転者による交通事故が相次ぎ、その対策が急務となっていますと記載されているが、年齢別の交通事故件数は、他の年齢層と同様に高齢運転者も減少傾向にあることが考慮されていない、より高齢者に寄り添う穏当な表記を御検討いただきたいという御意見を踏まえまして、修正表のとおり文章を修正いたしました。

3ページの修正3を御覧ください。第4章、計画の主な事業の方向性Ⅱの2、安全・安心に配慮した環境の整備、ハード面に関するものです。盛土規制法に基づく取組など安全・安心につながる優れた防災関連の取組が行われていると考えるが、計画に反映されていないという御意見を踏まえまして、修正表のとおり盛土等の安全対策を追記いたしました。

4ページを御覧ください。続きまして、パブリックコメントに基づくもの以外の修正です。

修正4を御覧ください。第4章、計画の主な事業に関するものです。前回の常任委員会におきまして、性暴力被害に対する支援はあるが、加害者に対する支援が抜けているという御意見を踏まえまして、修正表のとおり追記いたしました。

5ページ、修正5を御覧ください。第4章、計画の主な事業の方向性Ⅰの1、安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等に関するものです。令和6年12月に発生しました中学生殺傷事件を受けまして、市民の皆様や事業者等の方々による、ながら見守り活動を推進するため、修正表のとおり文章を修正いたしました。

その下、修正6を御覧ください。第4章、計画の主な事業の方向性Ⅱの2、安全・安心に配慮した環境の整備、ハード面に関するものです。同様に中学生殺傷事件を受け、児童生徒の通学に関する安心感の醸成とさらなる安全を確保するために、防犯カメラや防犯灯の充実に向けた取組を推進するため、修正表のとおり追記しました。

以上、いただいた意見を踏まえまして、素案を修正したものが北九州市安心・安全条例第3次行動計画最終案となっております。

最後に、今後の予定ですが、本計画をもって4月に公表したいと考えております。

なお、この後に御説明いたします2つの計画につきましても同様のスケジュールとなっております。

以上で北九州市安心・安全条例第3次行動計画に対するパブリックコメント等の結果の説明報告を終わります。

○委員長（村上幸一君） 都市整備担当課長。

○都市整備担当課長 続きまして、北九州市迷惑行為防止基本計画第4次計画素案に対するパブリックコメントの結果について御報告いたします。

北九州市では、平成20年度北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例を施行し、平成22年度から迷惑行為防止に向けた取組を総合的かつ計画的に推進し、今回が第4次の計画となります。計画ではこれまでの取組を継続しつつ、デジタル化の推進など現状に合った対策を記載しております。具体的な内容につきましては、後ほどタブレット格納資料の概要版、北九州市迷惑行為防止基本計画（第4次計画）を御確認ください。

パブリックコメントの結果につきましては、タブレット格納資料、北九州市迷惑行為防止第4次計画素案に対する市民意見の手の実施結果を御覧ください。

1の意見募集期間は、令和6年12月11日から令和7年1月14日まででございます。

2の意見提出状況ですが、3名から8件の御意見をいただきました。

3の提出意見の内訳とそれぞれの件数につきましては、記載のとおりでございます。

なお、意見の概要と市の考え方につきましては、次ページ以降にまとめておりますので、後ほど御確認ください。

4の計画への反映状況ですが、御意見が計画に掲載済みが7件、その他が1件となっております。以上のことから、パブリックコメントの結果による計画の修正はございません。

今後のスケジュールですが、本計画案をもって4月に公表したいと考えております。

以上で北九州市迷惑行為防止基本計画第4次計画素案に対するパブリックコメントの結果の説明報告を終わります。

○委員長（村上幸一君） 消費生活センター館長。

○消費生活センター館長 それでは、北九州市消費者教育推進計画素案に対する市民意見の募集結果について御報告をさせていただきます。

タブレット格納資料、北九州市消費者教育推進計画素案に対する市民意見の募集結果についてをお開きください。1ページ目でございます。

1、意見募集期間は、令和6年12月11日から令和7年1月14日までの約1か月間でございます。

2、意見提出状況でございます。21人の方々から計39件の御意見をいただきました。

(5)計画への反映状況を御覧ください。このうち②計画の追加・修正ありの6件及び市民意見提出手続に基づくもの以外の修正3件、計9件の主な内容につきまして御説明をさせていただきます。

きます。

2 ページの市民意見の募集結果等に基づく計画素案の修正についてを御覧ください。

まず、1、市民意見の募集結果に基づく修正でございます。4 ページのほうをお開きいただきまして、修正3を御覧ください。修正3の横に記載しております最終案46ページは、別資料、北九州市消費者教育推進計画最終案でのページ番号を表しております。

修正4は、基本方針(1)ライフステージでの体系的、継続的な消費者教育の推進に関するものでございます。全国共通の消費生活相談の電話番号でございます消費者ホットライン188番を、より多くの方々に知っていただく必要があるとの市民意見を踏まえまして、修正後の欄のとおり、施策17番のホームページの充実の項目の一つといたしまして、次ページ、5 ページの右上になりますが、下線部分、消費者ホットライン188を追加記載いたしました。

次に、同じく5 ページでございます。中ほどに市民意見の募集結果に基づくもの以外の修正でございます。これは昨年12月10日に本委員会で計画素案を御報告させていただきました際に委員の皆様からいただきました意見での修正となります。

修正5を御覧ください。先ほどの修正3と同様に、消費者ホットライン188の周知についてでございます。ホームページで188番をメインに記載すべきとの委員意見を踏まえ、ホームページは消費生活相談窓口のトップに消費者ホットライン188番の案内を掲載いたしました。計画素案の内容の修正といたしましては、先ほどの修正3と同様に、ホームページでの充実におきまして消費者ホットライン188を記載し、周知を図ってまいります。

次に、6 ページ、修正6を御覧ください。基本方針(1)ライフステージへの体系的、継続的な消費者教育の推進に関するものでございます。東京での悪質ホストのようなトラブルに巻き込まれないよう消費者教育を行い、啓発活動すべきとの委員意見を踏まえ、修正後の欄に下線部分、さらに全国的な広がりが予想される若年者に対する消費者トラブル情報を積極的に発信し、注意喚起を図りますを加えました。この項目につきましては、基本方針の(1)及び(2)の2件に係るものであり、集計上、計画の追加、修正案にも意見として掲示をさせていただいております。

以上でいただきました御意見を踏まえまして、計画素案を修正したものが北九州市消費者教育推進計画最終案となっております。

以上で御説明、御報告は終わります。

○委員長（村上幸一君） ただいまの報告に対して、質問、そして、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁を願います。それでは、質問、意見はございませんか。永井委員。

○委員（永井佑君） 北九州市迷惑行為防止基本計画の中で、取組の成果が書かれています。路上喫煙率とか家庭ごみの不適正排出指導とか、当初平成20年から平成24年の実績から令和5年度の実績が示されていると思いますが、これは目標値は決めて取り組んでいたのでしょうか。

○委員長（村上幸一君） 都市整備担当課長。

○都市整備担当課長 迷惑行為防止計画の成果でございますが、特にこれといった指標を定めて行っているものではございませんが、これまでの3期までの結果でここまで数値が下がっているというところがございます。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 次に、残された課題で7つ上げられているんですけど、主な課題ということですから、ほかにもあると思いますが、計画ですので、来年度から令和11年度までやっていく中で、ある一定の目標水準というのはないと計画にならないと思うんですけど、その点はどうなるのでしょうか。

○委員長（村上幸一君） 都市整備担当課長。

○都市整備担当課長 今後の目標についてなんですけども、今御覧いただいていますA3横の概要版の一番下のところに書いております、モラル・マナーの改善されたと感じる市民の割合の向上を過半数以上に持っていくという形で現在考えております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） ほかに今日お示しいただいている資料の中でいろんな取組があっと思いますね。例えば市民活動等の促進ということで、いろんな各局に分かれて事業は展開されていくと思いますけど、モラル・マナーが改善されたと感じる市民の割合の向上というのは、過半数以上ということなんですけど、分母と分子を教えてください。

○委員長（村上幸一君） 都市整備担当課長。

○都市整備担当課長 今回、毎回計画策定に当たりまして市民意識調査を実施しております。それに基づく過半数以上という形で考えております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） ということは、ランダムだということですね。ここで自分の理解が追いついていないところもあるんですけど、モラル・マナーが改善されたと感じる市民の割合の向上という一定の市民意識調査から出てくる数値というのはあると思うんですけど、各局に分かれるいろいろな事業の課題の中で、今回の今日の資料の中にも取組の成果ということで違法駐車もありますね。違法駐車啓発件数とか、放置自転車の撤去台数とか、こういうものについては目標を出そうと思ったらできるわけですね。数値目標を出せるわけですね。その個別具体的な目標というのはこの計画の中にはないんですか。

○委員長（村上幸一君） 都市整備担当課長。

○都市整備担当課長 計画を進めていくに当たり、第4次計画ということで、今まで15年経過していく中で、かなり数値が改善されているという状況で、協議会の中でも話し合いながら、これ以上物すごく下げるとするのはまた難しい部分もございます。まずは、町のイメージアップを考えると、まずは改善されたところを過半数に持っていく、過半数以上に持ってい

くというところが重要なのではないかということで、今回これをK P Iとさせていただいてるところでございます。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） その各事業、所管の中で目標値は設定するものだという考え方でいいですか。例えば、この迷惑行為防止基本計画の30ページにあります市民活動等の促進と、その中に31ページに、私もこれを本会議で取り上げたことがあるんですけど、ごみステーションの改善推進事業というのがありますね。市内には3万5,000か所ごみステーションがあつて、その中で散乱しているところが令和5年度で538か所だという報告を受けているんですけど、ゼロが一番望ましいわけですけど、この計画目標値については、はかりようがないじゃないかなと思うんです。モラル・マナーが改善された市民の割合の向上ではですね。これはどう考えたらいいんですか。

○委員長（村上幸一君） 都市整備担当課長。

○都市整備担当課長 確かに改善されたという、過半数以上というだけでは、なかなかそれぞれの成果というのは現れにくいと思います。委員がおっしゃるとおり、いろんな局の事業を集約している形になりますので、それぞれ個別の取組に関しては個別の事業で目標を持ってやっていく形になるかと思います。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 分かりました。この計画の中で最終目標値をはかろうと思えば、市民意識調査での結果になるということですね。分かりました。以上です。

○委員長（村上幸一君） ほかに質問、意見はありませんか。伊崎委員。

○委員（伊崎大義君） 私からは、内容というよりは、この計画自体の書きぶりについて伺いたいんですけども、北九州市消費者教育推進計画のもので、市民の方の声を踏まえて、用語の解説がついて、これはとてもよいなと思っています。せっかく用語の解説をつけていただいているので、D X推進計画においては、ここで米印でその用語については用語集に、米印があるものは解説がありますというふうに一文付記されていて、これはとても親切だと思うから、ぜひこの消費者教育推進計画のほうもそういうふうに一言米印がついていて、参照があればとなると、読まれる方もすごく参照しやすいと思うので、ぜひ検討いただければと思います。これってまだ追加可能なんじゃないでしょうか。

○委員長（村上幸一君） 消費生活センター館長。

○消費生活センター館長 御質問ありがとうございます。消費生活の計画につきましても、最後のほうに文言の説明集をつけておりますので、今おっしゃっていただいたように、米印か何か分かるような形で最後のページを見ていただいて、内容が分かるように改善をさせていただければと思います。ありがとうございます。

○委員長（村上幸一君） 伊崎委員。

○委員（伊崎大義君）ありがとうございます。ぜひお願いします。

さらに、ちょっとわがままをお伝えすると、これはD X推進計画のほうも該当するんですけども、オンラインで公開される部分もあると思うので、P D Fだったらページ内リンクを埋め込めると思うから、その文章を読んでいるときに気になる文章を押したら、そのまま用語集に飛んで、また文章に戻れるようなリンクが実現したら、さらに親切かなと思うんですけども、それは技術的に可能なのでしょうか。

○委員長（村上幸一君）D X推進課長。

○D X推進課長 今御質問いただきましたリンクの件ですね。恐らく技術的には可能だと思います。ただ、市のホームページの中で市長公室のほうがホームページ所管しておりますけど、そことの調整になろうかと思imasuので、ちょっと確認させていただきたいと思imasu。

○委員長（村上幸一君）伊崎委員。

○委員（伊崎大義君）ありがとうございます。特にデジタル関連はやっぱ用語が難しいという声を私もたくさんいただくので、ただ、これも説明するのに限界があるのもすごく感じている以上、だったら、できるだけそこを参照していただきやすくするというのは肝になると思imasuから、ぜひ市長公室さんともお話しいただいて、前に進めていただければと思imasu。私からは以上です。

○委員長（村上幸一君）ほかに質問、意見ありませんか。

なければ、以上で報告を終わりたいと思imasu。

本日は以上で閉会いたします。

総務財政委員会 委員長 村上幸一 印